

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区立児童館における指定管理者制度の導入について
--------	---------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（指定管理者に公の施設の管理を行わせる）

（担当部課：子ども家庭部子どもサービス課事業係）

## 事業の概要

事業名	新宿区立児童館における指定管理者制度の導入
担当課	子どもサービス課
目的	弾力的で柔軟な施設管理を行い、住民サービスの向上を図る。
対象者	18歳未満の子ども（乳幼児含む）とその保護者
事業内容	<p>①小学生対応事業 小学生を対象として定期的な季節行事の開催や児童館内でのクラブ活動への支援</p> <p>②中高生対応事業 中高生の日常的な居場所の提供や集いの開催</p> <p>③子育て支援事業 乳幼児とその保護者を対象とした事業（幼児サークル、子育て自主サークルへの支援）</p> <p>④地域との連携事業 児童館まつりなど地域との連携事業の実施、地域団体との交流</p>

## 件名 新宿区立児童館における指定管理者制度の導入について

施設の名称	上落合児童館 高田馬場第一児童館 北新宿第一児童館
施設の所管課	子どもサービス課
指定管理者の名称 * (委託先)	第二回区議会定例会で条例改正ののち、公募型プロポーザルで決定する
指定管理者が取扱う個人情報の業務	児童館の利用申請業務
指定管理者が取扱う個人情報の項目	①児童館利用者の住所・氏名・生年月日・電話番号・在籍する学校名と学年・保護者氏名 ②自宅以外の連絡先氏名・住所・続柄・電話番号
個人情報項目の記録媒体	紙
指定管理の開始時期及び期限	平成22年4月1日 から平成27年3月31日まで (以降5年ごと)
指定管理者としての情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できるキャビネット等に保管する。
指定にあたり区が行う情報保護対策	協定書に別紙「特記事項」を付す。

## 特記事項(指定管理者協定用)

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 新宿区情報公開条例第20条の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。
  - (2) 新宿区個人情報保護条例第15条第1項の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。指定が終了した後においても同様とする。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

### (適正な管理)

- 4 乙は、業務に伴い取扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (委託の制限)

- 5 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

### (個人情報の取扱いに関する苦情への対応)

- 6 乙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

### (個人情報の引渡義務等)

- 7 乙は、指定が終了した場合は、当該指定管理業務に伴い管理することとなった個人情報の記録を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

### (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

### (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

### (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

### (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、個人情報の取扱いに関して事故が発生したとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

### (公表)

- 12 甲は、乙が前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

### (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。